

T&S新発田スイミングスクール会員規約

第1条（名 称）

本スクールはT & S 新発田スイミングスクールとする。

第2条（位 置）

本スクールは新発田市緑町2丁目1番28号に置く。

第3条（経営主体）

本スクールは株式会社ティーアンドエスが経営する。

第4条（会員制度）

本スクールは会員制とし、会員の種類、利用条件等は別に定めるものとする。

第5条（遵守義務）

会員は本規約及び本スクールが定めるルール、マナーを遵守しなければならない。

第6条（入会資格）

本スクールに入会できる方はコース別に定められた条件または資格に該当する健康な方であって、本スクールの規約に同意し、次の各号に該当する方で本スクールが認めた方とする。

- (1)本規約及び本スクールが定めるルール、マナーを守れる方
- (2)入会希望者が未成年者の場合は親権者の同意が得られた方
- (3)健康状態に異常がなく、医師等から運動を禁止されていない方
- (4)刺青（タトゥー、タトゥーシール含む）をしていない方
- (5)暴力団等の反社会的勢力等に関係していない方
- (6)伝染病や他人に伝染または感染の恐れのある疾病を有しない方
- (7)薬物（シンナー・覚せい剤など）を使用していない方
- (8)妊娠されていない方
- (9)健康管理等を自ら行うことができ、本スクールの施設利用に支障がなく、安全に利用できる方

第7条（入会手続き）

- 1.本スクールに入会しようとする方は、本規約を承認した上で所定の入会申込書等提出書類に必要事項を記入し入会金、年会費およびコース別会費、諸費用を納入することにより会員資格を取得し入会できるものとする。なお健康状況申告書へは必ず真実を記入し申告内容によっては医師の診断書を必要とする場合がある。
- 2.未成年者が入会する時は、親権者の同意を得て所定の入会申込書に連署の上、申し込むものとする。この場合、親権者は本規約に基づく責任を本人と連携して負うものとする。

第8条（入会金、会費、諸経費）

- 1.会員は入会時に入会金、1年ごとに年会費を納めるものとし、コース別会費（以下月会費）は毎月26日までに翌月分を前納するものとする。（月会費は指定された銀行口座より自動振替にて徴収します。また翌年度以降の年会費については入会月の月会費と合算して自動振替にて納めるものとします。）
- 2.一旦納入した入会金、会費、諸費用は返還いたしません。
- 3.本スクールは運営上必要と判断した場合、または経済情勢等の変動に応じて入会金、会費及び諸経費の金額を変更することがある。

第9条（会員証）

- 1.本スクールは会員に対し会員証を発行します。
- 2.会員は本スクールを利用する際には会員証を提示しなければならない。
- 3.会員証は本人のみ使用することができ、本人以外の使用はできない。
- 4.会員証を紛失した場合は直ちに所定の再発行の手続きを行わなければならない。
- 5.会員資格を喪失した際には速やかに会員証を返還しなければならない。

第10条（営業日、利用時間）

- 1.本スクールの営業は年間スケジュール表に沿って実施する。
- 2.会員はコース別に定められた利用時間に施設の利用または指導を受けることができる。
- 3.本スクールは自然災害、天候の悪化、事故、緊急事態の発生等でスクール営業が不可能と判断した場合に臨時休校する場合がある。その際、本スクールの故意または重大な過失がある場合を除き、スクール

生に対して代替授業を行わないものとし、また他の会員も代替営業は行わないものとする。

- 4.フリー会員はスクールの都合やその他やむをえない事由が発生した場合に限りフリープログラムの中
止または変更をすることがある。

第11条（入場の禁止及び退場）

本スクールは次の各号に該当する方の入場の禁止及び退場を命じることができる。

- (1) 刺青（タトゥー、タトゥーシール含む）をしている場合
- (2) 暴力団等の反社会的勢力の関係者の場合
- (3) 妊娠をされている場合
- (4) 酒気を帯びている場合
- (5) 他人に感染する恐れのある疾病を有している場合
- (6) 他の会員もしくは第三者に迷惑となる行為をした場合、または迷惑となる行動をする恐れがあると判断された場合
- (7) 医師等に運動を禁止されている場合
- (8) 健康状態を害しており、運動することが本人にとって好ましくないと判断される場合
- (9) 本規約及び本スクールが定めるルール、マナー等並びに本スクール職員の指示が守れない場合
- (10) 本スクールの施設利用が困難または安全に施設利用ができないと判断される場合
- (11) 動物、危険物を持ち込んだ場合
- (12) 第21条の禁止事項を行った場合
- (13) その他本スクールが運営上支障を生じると判断した場合

第12条（休 会）

本スクールの利用を1ヶ月以上休みたい場合は、休会しようとする月の7日までに所定の休会届を記入し
月会費に代え別に定める休会料（継続管理費）を納入して休会認定を受ける。ただし休会しようとした月
に利用があった場合はその月の休会はできない。

第13条（退 会）

退会を希望する場合は退会したい月の末日（最終営業日）までに所定の退会届を記入し手続きを完了すれ
ば会員の資格は喪失する。なお会員証は最終利用日に返却するものとし、会費等の未納金がある場合はこ
れを完納するものとする。（退会届の提出がない限り本スクールは会費の請求を行うものとする。）

第14条（クラス変更および登録事項の変更）

1. 会員の種類の変更やクラスを変更されたい場合は、変更されたい月の前月17日までに所定のクラス
変更届を記入して手続きを行えば、翌月から変更することができる。なお変更に際し別に定めるクラ
ス変更料を納付しなければならない。
2. 会員は住所や連絡先電話番号等入会申込書記入事項に変更が生じた場合は速やかに届け出なければな
らない。

第15条（資格の譲渡、貸与）

会員資格及び会員証は他人に譲渡や貸与はできない。

第16条（資格の喪失）

会員は次の各号に該当した場合、会員資格を喪失する。

- (1) 会員が退会した場合
- (2) 会員が除名された場合
- (3) 会員が死亡した場合
- (4) 入会資格に不適合となった場合
- (5) 本スクールが閉鎖した場合

第17条（除 名）

本スクールは会員が次の各号に該当したと認めた場合、その会員を除名とします。

- (1) 本規約に違反した場合
- (2) 本スクールが定めるマナー、ルール等を注意しても遵守しない場合
- (3) 本スクールの秩序を乱した場合または本スクールの名誉、信用を著しく傷つけた場合
- (4) 他の会員に迷惑となる行為をしたと本スクールが認めた場合
- (5) 本スクールの運営に支障を与える行為または支障を与える恐れがあると判断した場合
- (6) 会費の支払いを滞納し、催促に応じない場合
- (7) 入会に際し虚偽の申告または隠匿をしたことが判明した場合

(8) 本スクールの施設、設備等を故意にまたは重過失により破損した場合

(9) その他、本スクールが除名を妥当と認めた場合

第18条（管理責任と免責）

1. スクール内において発生した盗難や傷害その他の事故や、会員の不注意が原因により負ったケガについては、本スクールは一切責任を負わない。ただし、本スクールが定めた授業時間内で本スクールの責と認められる事故については本スクールが加入する保険限度内で補償し、それ以上の補償や責任は負わないものとする。

2. 本スクール内および駐車場において発生した事故並びに盗難、紛失及びその他の事故については本スクールの故意または重大な過失がある場合を除き、本スクールは一切の責任を負わないものとする。

第19条（紛失物、忘れ物等）

会員が本スクール利用に際して生じた紛失物、忘れ物及び放置物等については、本スクールは一切の損害賠償、補償等の責を負わないものとする。（本スクール内での忘れ物、放置物については一定期間保管した後処分に処分する。処分する期日については館内掲示にて通知する。）

第20条（会員の損害賠償責任）

会員は本スクール内において自己の責に帰すべき事由により本スクールまたは第三者に損害を与えた場合は、その賠償の責に任ずるものとする。

第21条（禁止事項）

会員は本スクール内においた次の各号に該当する行為は禁止します。

- (1) 許可なく撮影をすること
- (2) 許可なく営利、非営利を問わず物品の売買、営業の勧誘、またはこれらに準ずる行為
- (3) 第三者に対する暴力、威嚇行為並びに誹謗中傷行為
- (4) 第三者へのストーカー、窃盗、痴漢、覗き、露出等公衆に迷惑を掛ける行為並びに違法行為
- (5) 落書き、造作行為
- (6) 動物、危険物の持ち込みや多額の現金の持ち込み
- (7) 本スクール職員等の業務を妨害する行為
- (8) 指定場所以外での喫煙
- (9) 第三者の迷惑となる行為、他の会員の施設利用を妨げる行為、並びに館内の秩序を乱す行為
- (10) その他、上記に準ずる行為

第22条（個人情報の取扱）

本スクールは会員からの個人情報を本スクール運営に関する事項にのみ利用いたします。なお、個人情報は別に定める「個人情報保護方針」に従い適正かつ慎重に管理するものとします。

第23条（会員情報の第三者提供）

会員は個人情報について、本スクールが下記目的で第三者に提供することに同意いただきます。

1. 会費等の支払いに関して使用するため金融機関への提供
2. 法令に基づく開示など正当な理由がある場合

第24条（本規約の改正）

本規約についての改正があった場合は、本スクール内に掲示することで通知されたものとし、またその効力は全ての会員に及ぶものとする。

<附則>本規約は2012年10月1日より改正施行いたします。

個人情報保護方針

個人情報保護について下記のとおり定めるものとします。

1. 個人情報保護方針について
本スクールでは本方針に定めた事項を遵守し、個人情報の適切な保護と利用に努めます。
2. この方針における個人情報等の定義
本スクールが取扱う情報のうち、会員様個人を識別できる情報をいい、会員様の名前、住所、電話番号、学校名（勤務先）等、これらのうち1つまたは複数を組み合わせることで会員様個人を特定、識別することのできる情報をいいます。
3. 個人情報の適切な収集について
(1) 本スクールは適法かつ公正な手段により、会員様本人もしくはご家族様より個人情報を収集いたします。
(2) 本スクールが収集する個人情報の範囲は、利用目的を達成するために必要な限度を超えないものといたします。
4. 個人情報の利用について
(1) 本スクールは会員様の個人情報をご提供いただく場合には、利用目的を明示するとともに、法令で定める場合等を除き、その利用目的の達成に必要な範囲内において利用いたします。
(2) 本スクールでは、月会費入金状況、館内情報、プログラム内容などの情報をダイレクトメール等で会員様に送付させていただく場合がございます。これを中止するよう会員様よりお申し出があった場合は速やかに当該目的での個人情報の利用を中止いたします。
5. 保有個人データの安全管理対策等について
本スクールは会員様に関する保有個人データを安全に管理するため、以下のとおりの取り組みをおこないます。
(1) 個人情報の紛失、破壊、改ざんおよび漏えい等を防止するため、不正アクセス、コンピュータウィルス等に対する合理的な対策を講じます。
(2) 情報管理責任者を置き、個人情報の適切な管理に努めます。
(3) 個人情報に関する内部規定を策定し、これを当社社員へ周知徹底するよう努めます。
(4) 本スクール内のパソコンはIDパスワードにより管理いたします。
6. 保有個人データの開示・訂正・利用停止等について
本スクールは、会員様に関する保有個人データについて、会員様ご自身がその開示・訂正・利用停止等を求める権利を有していることを認識し、会員様よりこれらの要求があった場合には法令に従い、速やかに対応いたします。
7. この方針の適用および改定
この方針は、法令等の要請その他当社が必要と認めた場合に予告なく改定する場合があります。
8. お問い合わせについて
本スクールの個人情報の取扱いに関するお問い合わせにつきましては、フロントまでご連絡くださいますようお願いいたします。

個人情報の取扱いについて

1. 個人情報の利用目的について
本スクールは会員の個人情報（氏名、住所、電話番号、生年月日、勤務先、銀行口座等）を下記の目的で利用します。またこれらの目的以外に利用する場合は事前に確認または同意を求めます。
(1) 施設利用に関する会員との契約の履行のため
(2) 会費、年会費の銀行口座自動振替等、継続的な取引における管理及びこれに伴う各種案内の送付連絡のため
(3) ダイレクトメール、電話等による情報提供、各種案内等サービスや商品に関する営業活動を行うため
(4) 顧客動向分析もしくはサービス、商品開発等の調査分析のため
(5) 事故等緊急の際の連絡のため
(6) 各種取引解約後の事後管理のため
2. 個人情報の第三者への開示、提供について
本スクールでは次のいずれかに該当する場合を除き、会員の個人情報を第三者へ開示、提供いたしません。
(1) 会員の同意がある場合
(2) 利用目的に必要な範囲内において業務委託先に開示または提出する場合
（この場合は個人情報の取扱いに関する契約の締結等により、当該業務委託先において個人情報の適切な取扱いが確保されるよう必要かつ適切な監督を行います）
(3) 人の生命、身体または財産の保護のために必要な場合であって、緊急を要するなど会員本人の同意を得ることが困難な場合
(4) 国の機関もしくは地方公共団体またはその依頼を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、会員の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼす恐れがある場合
(5) その他法令等に基づき第三者に対する開示または提出が許される場合